

可決された議提議 (議員提出条例)

- 志摩郡浜島町、同郡大王町、同郡志摩町、同郡阿児町及び同郡磯部町の合併に伴う三重県議會議員の選挙区の特例に関する条例

可決された意見書

- 公的年金制度の抜本的改革等を求める意見書
- 政治資金の規正、透明化の推進を求める意見書
- 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の改訂に関する意見書
- 第一名神高速道路(四日市～亀山間)



予算決算特別委員会の改革について

三重県議会では、平成十年度から、全国都道府県議会では唯一、予算と決算を総合的に審査調査する予算決算特別委員会を設置し、当初予算については、予算編成が始まる以前や予算要求の段階から調査を行い、意見、提言を行うとともに、決算審査だけでなく、前年度の政策評価にも関与し翌年度の県政運営方針につなげる活動を行つきました。今後さらに、二元代表制のもとで、住民本位の立場に立ち、政策の決定、監視・評価、提言・立案機能を高めていくためには、この予算決算特別委員会の活動をより一層充実強化する必要があると考え、今回の抜本的改革を行いました。

この改革の検討は、議会改革推進会議で行つてきました。議会改革推進会議は、地方分権の時代にふさわしい三重県議会及び都道府県議会の在り方について調査研究を進めるとともに、改革を目指す他の都道府県議会との相互交流を図る目的で、全議員参加のもと平成十五年十月に設置したもののです。

この第一分科会で検討を始め、さらに、具体的な改革案を検討するため、第一分科会に七名の委員で構成する予算決算特別委員会改革検討会を設置し、平成十六年三月から四月にかけて集中的に検討を重ね、報告書を作りまとめました。

その後、代表者会議、議会運営委員会で報告、了承を経て、今回の改革に至りました。

今後さらに、審議案件ごとに、より効果的な審議方法などを詰めて、予算と決算の一体審議を充実強化した予算決算特別委員会にしていきます。

改革の目的

「分権時代を先導する議会をめざして」を基本理念とする三重県議会は、予算と決算の一體審議の充実強化を図るため、平成十六年五月から予算決算特別委員会を改革し、六月の第二回定例会から審議を開始しました。

今回、この改革の目的、概要、経緯などを紹介します。

改革の経緯



改革の概要

予算と決算を総合的一体的に審査する当委員会を引き続き設置し、予算案の審査についても、従来の常任委員会への分割付託から当委員会への一括付託としました。議案付託は、決算認定議案に加え、全ての予算案、予算関連議案となります。

定数は、従来十三名であったのを、議長及び監査委員である議員を除く全ての議員とし、全員参加型に変えました。

審議の方法は、詳細審議を行つたため、当委員会に六つの分科会を置き、当委員会が付託を受けた議案等のうち、それぞれの所管に関する部分を審査調査することにしました。また、付託議案の審査は、委員会での総括質疑→分科会での部局別審査→委員会での分科会報告→締めくくり総括質疑、討論、採決を基本としました。

この他、当委員会の運営を協議するため、委員長、副委員長、理事で構成する理事会を設置しました。また、当委員会の開催場所は、全員協議会室とし、本会議と同様に、その配置を対面演壇方式としました。